

一級建築士、二級建築士及び木造建築士の業務範囲

面積 (㎡) 及び用途	構造 規模	木造その他右欄以外			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、レンガ造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造			
		高さ 13m かつ 軒高 9 m 以下			高さ 13 m 又は 軒高 9 m 超	高さ 13m かつ 軒高 9 m 以下		高さ 13 m 又は 軒高 9 m 超
		階数 1	階数 2	階数 3 以上		階数 1	階数 2 以上	
0～30 以下		○※	○※	二	—	○	—	
30 超～100 以下		木	木			二		二
100 超～300 以下		二	二			—		—
300 超～500 以下		二	二					
500 超～ 1,000 以下	以外	二	二					
	特殊	—	—	—	—			
1,000 超	以外	二	—	—	—			
	特殊	—						

注) 一：一級建築士でなければ、設計、工事監理ができない。

二：一級及び二級建築士でなければ、設計、工事監理ができない。

木：一級、二級及び木造建築士でなければ、設計、工事監理ができない。

○：建築士でなくても設計、工事監理ができる。

○※：建築士でなくても設計、工事監理ができるが、愛媛県においては、条例により、都市計画区域内又は知事が指定した区域内（詳細はお問い合わせください。）は 80 ㎡以下としています。

特殊：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用に供する建築物